時事新報

東京市中の防火組織

本年既に押詰まり人々奔走に忙はしき折柄なれば百事の注意自から周到ならざる所もあるか此十日以来府下各所に於て失火したる者少からず就中去る十八日の夜の如き一は淺草區馬道町に發火して見る間に四百餘戸を灰燼と爲し又忽ちにして日本橋區蠣殻町にも火を失し一千六百有餘戸を烏有に歸せしめたるは近来の大火なりと云ふ可し左なきだに貧民は此歳晩に迫り如何にして新年を迎へんかと窮苦の聲を絶たざるの其處へ天災に兇火を下して無辜の民に災ひしたるは實に哀む可き次第にして縦令へ富裕なる人と雖も此節季に類焼の災難は思ひ遣られて氣の毒なり人事社會の厄運は疾病兇歉二三にして足らずと雖も貧富共に其災と蒙むりて人に艱難と齎らすの多き者は祝融氏の害に若く可らず羅災者の不幸何略ながら察せざるに非ざれども特に此節季に際しては我輩爲めに一層の感觸を起さざるを得ざりしなり

之に附けて我輩の取敢へず想ひ起したるは東京府下れ防火法なり従来都下の消防組織は舊幕の時よりして伊呂波四十七組の者と幕府諸藩邸の抱人足等にて其人數極めて多かりしにも拘らず一夜市街に失火すれば餘燄延て方里に及ぶの有様ありしは全く其法不完全の致す所に歸せざる可らず近頃に至り政府の筋にて頻りに防火の事に盡力し市中各所に防火線路を設け又屋上制限の法ともに先般来市街の家屋には杉皮柿の家根あると見ざるが如き其手段の往届きたる者なきに非ず又往日に在りては一般に疎末なる龍吐水を使用したりしに器械喞筒の流行よりして防火の效驗著しく顯はれたるは世人の知れる所なれども器械喞筒も人手を以て運轉する者あれば失火警報の急に應ずるまでには幾漫遲延空しく時間を費して獨り祝融氏に其毒を逞うせしむるとあるのみならず實地に臨みても其水力甚だ微弱にして未だ利器の名を下すに足らず是に於てか一歩を進めて蒸汽喞筒所望の念を起すも亦自然の道理にして東京府廳は先に之を外國より取寄せ現時數箇所の消防署に一臺宛を備附け毎々失火の際に蒸汽の力を利用して其功著しく近時都下に大火少なきも其原因は專ら此蒸汽器に在りと云て違ふことなかる可し然れども昨今蒸汽喞筒の臺數甚だ乏しくして東京全市中には其配布未だ普からざる所もあれば消防署近傍の失火ならば兎も角も距離やゝ遠き場所には未だ喞筒の來らざるに先て火燄既に四方へ擴漫するの恐なきに非ず又例へば去る十八日の出火の如く一夜の中に二箇所三箇所の火災あるに當りては東西に喞筒を引廻はしつゝ在るの其際に空しく火事と逞うせしむるの危險なかる可きや兎れにしても蒸汽喞筒の數甚だ乏しく全市街其配置不完全なるは世人の許して疑はざる所なれば府下消防の組織を全うせんには速に蒸汽喞筒の數を増加するの手段大切ならんと信ずるなり

右は正面よりの議論なれども轉じて反面より今の東京市街を觀察すに表所は豪商紳商の家又は會社銀行の所在なりと云ふと雖も其裏町は軒と并べ戸を列ねて[illegible]如き今は屋上制[illegible]れ[illegible]も全[illegible]て容易なれば東京の全市到る處恰も四面に家を建てゝ中に東薪を列べたるの趣なきに非ず即ち何れか一箇所に發火すれば火燄忽ち此東薪に投じて四方に延燒するは従来の火事毎に人の親しく目撃する所なり特に去る十八日の出火の如き兩所共に斯く延燒して其火事を散らしたるは何故なるやと云ふに例の如く貧人巣窟の家屋其勢を助けたるに疑あるべからず東京の中央市區とも云はる可き繁華熱鬧の市街にして此の如く貧富雜居するの其間は如何に蒸汽喞筒の數を増すとも其働の充分なる可らざるは覩易きの道理にして正面の消防手段も反面の貧富雜居法あるが爲に常に其効驗を奪はるゝは大に我輩の遺憾とする所なり蓋し貧人火と失して其害富人に及び、富人罹災して其毒直接に貧人に及ぶ雙方共潰れの離儀にして帝都の繁榮を害する是れより甚だしきものはなる可し抑も貧人の居と中央市街の外に移す可しとは我輩平生の議論にして東京市區の改正は申すに及ばず其他衛生法給水法諸般文明の事業を起すに當りても今の儘に貧人を市府の中心に置くは不便不都合の次第なれども特に消防組織の完全と斷るに就ては我輩最も其要用と訴へざるを得ず或は貧人を中央市街の外に移すべしと言ふに就き世人は此言を以て貧人の不幸を顧みざるの論なりと爲す者もあらんかなれども鄙見を以てすれば決して然らず地價の高き中央に居住して衣食住の不足に苦まんより市街の外に居を轉じて日々市街中に出稼するの風と爲さば生計快楽兩つながら今に較べて滿足なるの望もあらん之に關して我輩尚ほ所見あるにも非ざれば他日別に論ずる所ある可し

官報

○勅令

朕造幣局官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十年十二月廿一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　大藏大臣伯爵松方正義

勅令第六十號

造幣局官制

第一條 造幣局ハ大藏大臣ノ管理ニ屬シ貨幣鑄造及賞牌製造ノ事ヲ掌ル○第二條 造幣局ニ職員ヲ置クコト左ノ如シ「局長」「局次長」「技術官」屬○第三條 局長ハ一人奏任一等二等トス大藏大臣ノ指揮監督ヲ承ケ局中全部ノ事ヲ掌理ス○第四條 局次長ハ一人奏任トシ現任局長ノ次等以下トス局長ノ事務ヲ佐ク○第五條 技術官ハ局長ノ指揮監督ヲ承ケ工事ヲ分掌ス○第六條 屬ハ判任トス上官ノ指揮ヲ承ケ書記計算簿記ニ從事ス○第七條 造幣局ニ總務部會計部鑄造部試金所精製所ヲ置ク○第八條 總務部ハ內外ノ諸公文書類諸報告ノ取扱監察ノ事務職員ノ取扱及諸雜件調理ノ事ヲ掌ル○第九條 會計部ハ各地金及成貨ノ出納計算營業費ノ豫算決算及其出納各工場諸官舍等所屬建物ノ營繕ニ關スル事務ヲ掌ル○第十條 鑄造部ハ貨幣ノ鑄造極印ノ彫刻鑄工銅工等ノ工事ヲ掌ル○第十一條 試金所ハ地金及貨幣ノ品位ヲ試驗スルノ工事ヲ掌ル○第十二條 精製所ハ金銀ヲ精製スルノ工事ヲ掌ル○第十三條 大藏省構內ニ造幣局東京出張所ヲ置キ各地金ノ受入及代リ貨幣拂渡ノ手續ヲ分掌セシム

朕司法省官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治廿年十二月廿一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文

勅令第六十一號

司法省官制中左ノ通改正ス

第二條 司法大臣官房ニ秘書官二人ヲ置ク○第三條 司法省總務局ニ書記官五人ヲ置キ通則ニ揭グルモノ、外職員課ヲ置ク職員課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル「一、所部官吏ノ進退身分ニ關スル事項」「二、裁判所附屬吏員及代言人ノ身分ニ關スル事項」「三、請願ニ關スル事項」「四、判事檢事巡回會同ニ關スル事項」○第四條 總務局文書課ニ於テハ通則ニ揭ルモノヽ外左ノ事務ヲ掌ル「一、裁判所ノ構成權限ニ關スル事項」「二、判任官普通試驗及代言人試驗ニ關スル事項」「三、外國文書翻譯ノ事」○第七條 民事局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル「一、民法訴訟法ニ關スル事項及其施行ニ關スル起案」「二、民事ニ關スル法律命令幷裁判ノ執行ヲ監査スル事」「三、行政裁判ニ關スル事項」

朕裁判所官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十年十二月廿一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　司法大臣伯爵山田顯義

勅令第六十二號

裁判所官制中左ノ通改正ス

第二條 治安裁判所始審裁判所控訴院大審院ニ左ノ職員ヲ置ク

治安裁判所

判事	若干員	奏任五等又ハ六等
判事試補	若干員	
檢事試補	若干員	奏任五等又ハ六等
勸解吏		判任
書記		判任

始審裁判所

長	一人	奏任一等乃至四等
判事	若干員	奏任現任長ノ次等以下五等ニ至ル
判事試補	若干員	
檢事試補	若干員	奏任二等乃至五等
書記		判任

控訴院

長	一人	勅任一等又ハ二等
評定官	若干員	奏任一等乃至四等

但東京控訴院ニ限リ勅任二等ノ評定官ヲ置クコトヲ得

檢事長	一人	勅任二等又ハ奏任一等
檢事	若干員	奏任二等乃至四等
書記官	一人	奏任四等
書記		判任

大審院

長	一人	勅任
局長	三人	勅任二等
評定官	若干員	勅任二等又ハ奏任一等乃至二等
檢事長	一人	勅任二等
檢事	若干員	奏任一等乃至三等
書記官	一人	奏任四等
書記		判任

第二十三條 大審院長差支アルトキハ上席ノ局長之ヲ代理ス」局長中差支アルトキハ其局上席ノ評定官之ヲ代理ス各局評定官中其職務ヲ代理スヘキ順序ハ一周年毎ニ院長ノ豫メ定ムル所ニ依ル若シ其院ノ評定官中代理スルモノナキトキハ最近ノ控訴院裁判官ヲシテ代理セシム

朕茲ニ海底電信線保護萬國聯合條約ノ說明書ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十年十二月二十一日　內閣總理大臣伯爵伊藤博文　兼外務大臣　遞信大臣子爵榎本武揚

明治十八年(七月)第十七號布告海底電信線保護萬國聯合條約ノ意義ヲ明確ニスル爲メ各國全權委員ノ議定シタル說明書

明治十七年三月十四日(西暦千八百八十四年)ノ海底電信線保護萬國聯合條約ニ調印セル各政府ヨリ出セル下名ノ全權委員ハ該條約第二條及第四條ノ意義ヲ明確ニスルヲ便宜ナリト認メタルニ依リ同意ノ上說明書ヲ決定セリ」明治十七年三月十四日(西暦千八百八十四年)ノ條約第二條中ニ記入セル「故意」ト云ヘル文字ノ意義ニ疑惑ヲ生シタルニ依リ右箇條中刑事上ノ責任ニ付テノ規定ハ海底電信線ノ切斷又ハ破損ヲ豫防スル爲メ精々注意ヲ加フルト雖モ其修繕ノ際不慮ノ事ニ依リ或ハ已ムヲ得スシテ他ノ海底電信線ヲ切斷又ハ破損セシメタルトキニハ之ヲ適施セザルモノト約定ス」又該條約第四條ハ海底電信線ノ所有者其海底電信線ヲ布設シ又ハ修繕スルノ際他ノ海底電信線ヲ切斷又ハ破損セシメタルトキ各國ノ相當裁判所ヲシテ其法律ト事件ノ情狀トニ從ヒ民事上責任ノ有無ヲ判定セシメ果シテ其責任アルコトヲ認定シタル上ハ其…ルコトノ外他ノ目的ヲ有セス…ス可ラサルコトヲ約定ス」明…千八百八十六年）各國全權委…曼全權委員ハ明治二十年三月…十七年）同所ニ於テ調印ス

日本全權委員 原敬○日耳…曼○亞爾惹丁全權委員 ゴルコ…洪牙利全權委員…ベイヤン○伯西爾全權委員…全權委員 エル、フエル…ルトケ、ウヰトフエルド○…ニユエル、ド、アルメダ○西…ル、アルバレダ○北米合衆…○法蘭西全權委員 セー、…權委員 ライオンス○牙佗…ト、メヂナ○希臘全權委員…權委員 メナブレア○和蘭…ルス○葡萄牙全權委員…瑪尼全權委員 ウエー、…權委員 ロッコブエ○薩爾…○瑞兒比亞全權委員 マ…權委員 レウエンハウト○…ド○烏拉義全權委員 ワ…

○內務省訓令第五十一號

區町村費ヲ以テ支辨スヘキ…件ハ區町村會ノ評決ヲ經テ…ハ使用ニ充テシム「ヘシ」區…ト同シク區町村會ノ評決ニ…

明治廿年十二月廿二日

○宮內省告示第八號

來明治二十一年新年式左ノ通…

明治廿年十二月廿二日

明治廿一年 新年式

一日 午前五時／同七時／同九時三十分／同十時／同時／同十時三十分／同時／同十一時／同時／同十二時／午後二時／同二時三十分／同三時三十分／同時／時刻ハ各廳ニ於テ定ム

二日 午前七時／同十時／同十一時／時刻ハ地方廳ニ於テ定ム

三日 午前七時／同十時

四日 午前九時

四方… 晴御… 親王… 同省… 同… 皇太… 各大… 等拜… 公爵… 同… 皇太… 文武… 同山… 青山… 各… 同山… 青山… 各國… 侯… 夫人… 非役… 神佛… 同… 青山… 准… 外國… 判任… 晴御… 文武… 拜… 神… 非役… 實… 同… 青山… 非役… 實所… 晴御… 元… 實所… 政始…

轉居 茨城縣水戸上市西町七番地 松木直己

吉原重俊 葬送ノ節ハ雨天ノ折柄御會葬被成下御厚志ノ段萬謝ノ至奉存候不取敢新紙ヲ…

賣家 芝南佐久間町二丁目ニ於テ上等二階建家十二疊一、十疊一、八疊三、六疊以下五、雪隱二箇所其他臺所湯殿木倉等疊立具樹木庭石共在形ノ儘代價六百八十圓

汽船出帆 豐國丸 兵庫神戸 大坂…